

国立大学法人大阪教育大学の達成すべき
業務運営に関する目標（中期目標）

国立大学法人 大阪教育大学 中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

基本理念

大阪教育大学は、我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする。

基本目標

- 1 知識基盤社会・生涯学習社会の担い手となる豊かな教養と専門的素養を有する人材を育成するため、教養教育、専門教育及び研究を総合的に強化する。
- 2 創造性豊かで実践的教育力に富む教員及び教育現場において指導的役割を担う教員の養成教育を強化するとともに、附属学校園と連携した教育研究を積極的に推進し、その成果を養成教育に活用する。また、現職教員の継続教育にも積極的に取り組む。
- 3 「入学者の受入方針」、「教育課程の編成・実施方針」及び「学位授与の方針」を明確にし、それらの統合的な運用に努め、教育の質の保証及び向上に取り組む。
- 4 学生の視点を重視した教育、研究及び学生支援を推進する。
- 5 学校安全に取り組む先進的大学として、学校安全に関する研究と実践を追求し、その成果を社会に広める。
- 6 教育委員会や学校等との密接な連携により、現職教員の研修、学校教育活動への支援、共同研究等を行うとともに、幅広い教育情報を提供することにより、地域の教育の充実発展に努める。
- 7 国際的な教育・研究体制の構築及び教育支援を必要とする諸外国への協力をを行い、大学の国際的活動を推進する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月から平成28年3月までの6年間。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- 1 『入学者の受入方針』に相応しい入試方法により、総合的な基礎学力を備え、課程、学科、専攻の教育目標に対して適性がある学生を受け入れる。
- 2 (学士課程) 学士課程教育の質の向上を図る。また、教科指導力や生徒指導力など実践的な教職能力を向上させる。
- 3 学校や企業へのインターンシップを積極的に推進し、視野の広い社会性を備えた人材を育成する。
- 4 (大学院課程) 学士課程の基礎の上に、学校教育を始め諸分野におけるより高い専門性や研究能力を身につけた人材を育成するとともに、社会や地域に広く貢献する大学院課程を一層充実するため、現職教員や社会人等の積極的な受入れを図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- 1 大学のFDに関する組織を整備し、教員の教育能力や指導能力の向上を図る。
- 2 学士課程教育等を組織的・総合的に運用するとともに、教育環境を改善するために効果的な授業運営を行う。
- 3 他大学との連携を強化し、教育水準の向上と内容の多様化を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

- 1 大学生活において学生が意欲を持って学習し、自らの能力を十分発揮できるよう、学習、生活、就職等に関する総合的学生支援を充実させる。
- 2 特別な支援を行うことが必要な学生に対しては、学習、生活上等で親身な相談・助言・支援体制を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1 教員養成教育の基盤となる教育科学、教科教育及び教科内容の研究並びに特別支援教育、学校安全、学校の危機管理に関する研究など、本学固有の課題に対して組織的に取り組み、高い水準の成果を達成し、その成果を社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 1 本学の固有の課題研究の推進や研究水準を向上するために、組織的な研究体制を整備し、人員・資金を重点的に配備する。
- 2 研究の質を向上し、大学の組織的な社会貢献活動を促進するため、教員の研究活動の状況を把握し、適切に評価する体制や公開する体制を整える。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 1 多様な学校教育の課題と教育界のニーズに応えるため、教育委員会や地域の学校と連携・協力して各種の共同事業や支援事業を推進する。
- 2 専門分野の多様性を活かした地域との連携活動を拡大する。

(2) 国際化に関する目標

- 1 多文化共生教育に対応できる教員を養成する。
- 2 大学教育のグローバル化のため、優れた留学生の戦略的獲得、日本人学生の海

外留学及び海外の教育機関等との連携を推進する。

3 発展途上国に対する教育協力を促進する。

4 國際化への支援を通じて地域社会への貢献を推進する。

(3) 附属学校に関する目標

1 附属学校園における安全教育の充実並びに安全で安心して学べる学校環境の整備に努める。

2 大学と附属学校園の連携・協力のもとに、我が国の学校教育の充実と発展に寄与する教育実習や共同研究を行う。

3 学校の運営に当たっては、校長のリーダーシップのもと、自律的で効率的な学校運営と教育環境の充実を推進していく。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 1 国立の教育大学としての機能と特色の明確化を図りつつ、本学の適正規模を見極め、必要に応じ、組織等の見直しを行う。
- 2 地域の教育委員会との連携に関する協定に基づく活動の円滑実施並びに現職教員の継続教育に積極的に取り組むための体制を整備・充実する。
- 3 監事や経営協議会学外委員等の意見も踏まえ、学長のリーダーシップの下で法人本部と大学各部局との一体的運営を図りつつ、法人内部のガバナンスを強化する。
- 4 大学の業務運営等について監事及び監査室が連携を図りつつ監査を実施し、様々な観点から業務の内容及び方向性を評価し、その向上に努めるとともに、無駄のない運営を行うものとする。
- 5 教員が教育研究に専念し易い環境を確保し、学生が意欲を持って学習に取り組み、自らの能力を十分発揮できるよう、法人及び大学の組織運営体制を整備する。
- 6 費用対効果を重視した業務の効率化並びに業務のアウトソーシングを進める。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 1 効率的な事業運営を行うため、他大学との事務の共同実施を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 1 教育研究の水準向上と活性化に資する環境の整備並びに経営基盤強化のため、自己収入の拡大に努める。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減に関する目標

- 1 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標

- 1 教育研究経費の安定的供給を図るため、業務全般の効率的運営を行い、管理的経費を一層抑制するとともに、適正な契約手続きの推進に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 1 大学資産を活用し、自己収入増加の方策を構築する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

1 教育研究水準の向上及び活性化並びにこれらを支える安定した経営を行うため、大学及び法人組織の自己点検・評価を実施し、改善に取り組むとともに、その状況を積極的に社会に公表する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

1 利便性・安全性・効率性のバランスのとれた I C T 環境を確立する。
2 戦略的大学経営の一環として、広報の充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

1 教育改善を推進するため、安全かつ良好な環境を維持するとともに、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対し、必要な施設環境等を整備する。

2 安全管理に関する目標

1 幼児・児童・生徒・学生及び教職員の安全確保のため、キャンパスの安全管理の徹底を図るとともに、安全意識・危機管理・危機対応能力の向上を図る。

3 法令遵守に関する目標

1 監査体制並びに管理運営体制の検証・整備を図り、不祥事の未然防止と組織の自浄機能を強化する。

別表（学部、研究科等）

学 部	教 育 学 部
研究科	教育学研究科